

消費者の期待に応える市場活性化構想を

中央卸売市場関係

- 1、 市場法の大幅な改正を控え、職員と関係者が一致団結をして消費者の期待に応えるため市場活性化構想を策定すること。
 - ① 荷捌き場の整備をすること。
 - ② 関連棟の整理を行い空き店舗部分を場外市場にするよう検討すること。
 - ③ 市場活性化のために空き地を有効利用できるよう条例改正を含め検討すること。
 - ④ 安心・安全を基本に市場の運営・整備をみなおし改善すること。

小規模工事問題は、市長、管理職の責任を明らかにし、再発防止を

都市整備局関係

- 1、 小規模工事問題の教訓にたち、再発防止をすること。そのために関係局とよく連携すること。
 - ① 市長を含めた管理職の責任を明確にすること。
 - ② 関与者の公表をすること。
 - ③ 生活に密着した道路、橋梁等の予算を確保すること。
 - ④ 職員の体制を拡充すること。
 - ⑤ 小規模工事の上限額を100万円以下にすること。
- 2、 生活に密着した道路、橋梁等の予算を確保を図ること。
- 3、 岡山操車場跡地公園（仮称）は森と緑の広場を確保しアクションスポーツパークの事業評価をして市民ニーズにあった無料のスポーツパークにすること。操車場跡地整備計画は変更すること。
- 4、 岡山ドームとアクションスポーツパークの一体的企画運営を経営が改善しないままのエックス社への委託はせず、公園協会で行うこと。
- 5、 今後の区画整理事業については財政状況を勘案し、市施行をみあわせること。現在進行中のところについては市民の要望をしっかりと反映すること。
- 6、 市内の環状道路計画は財政状況も勘案しながら道路整備計画のもと実施をすること。
- 7、 市街地再開発事業は市街地再開発法制定の趣旨に添い厳正にすすめること。

- 8、 駅元町再開発事業は、関係住民の要望と意見をよく聞くこと。
- 9、 市営住宅の不足にともない住宅の建て替え計画を確実に行うこと。入居停止をしている老朽市営住宅の建て替えをいそぐこと。
- 10、 地域改善住宅を一般に開放すること。
- 11、 高齢者・障害者（精神を含む）向け市営住宅をふやし、市営住宅家賃の減免制度をさらに充実すること。
- 12、 公共用地を都市部に確保し、公園・緑地・軽スポーツ広場・公営住宅などを計画的に整備し、財政との整合性をはかりながらバランスのとれた町づくりをすること。不透明なサイ東町公園の整備計画を明らかにすること。
- 13、 西川及び枝川の下流地域へ緑道の延長を図ること。
- 14、 東・西中島地域は住民参加で町づくり計画をつくること。国・県・市の三者協議機関を生かして、市の対策を強化すること。
- 15、 砂川・笹が瀬川改修を促進すること。
- 16、 バリアフリー法・福祉のまちづくり条例施行にともない道路（駅前広場等）のバリアフリー化をすすめること。乗降客1日5000人以上の市内各駅にエレベーターを設置すること。
- 17、 岡山一庭瀬間の新駅建設は過大投資をやめ、JRとの協議を充分おこない、負担を求めること。
- 18、 旧出石小学校跡地、両備マンション等の過大な税金の投入となる再開発事業をみなおすこと。

財政との整合性をはかり、下水道整備計画を

下水道局関係

- 1、 下水道整備は財政との整合性をはかりながら計画的にすすめること
- 2、 共用地区内での水洗化率を高める施策を充実させること。水洗便所普及貸付制度は存続させ利息をむ利子にすること。
- 3、 公共下水道の汚泥処理はマニユフエストどおり厳正に行うこと。
- 4、 市街化調整区域住民への下水道接続については市街化区域内住民との不公平是正をはかること。

同和事業の終了宣言を行うこと

- 1、 早期に同和事業の終了宣言を行い、団体補助金は廃止すること。
- 2、 人権啓発に関する基本政策にもとづき人権推進を行うこと。

水道料金の値上げをしないこと

水道局関係

- 1、 水道料金の値上げをしないこと。水道記念館の改修にあたっては一般会計からの繰り入れなどを検討し華美にならないこと。
- 2、 苫田ダムを前提とした不必要な県広域水道企業団からの受水をしないこと。
- 3、 「節水で築く市民ダム」の考え方にたち水は有限であるとの認識のもと、節水・有効利用などの啓発を強化すること。
- 4、 漏水対策をいそぐこと。
- 5、 身近な水源の保全につとめる。
- 6、 工業用水の上水道への転用を検討すること。
- 7、 石綿管など老朽管とりかえを計画的に行い漏水対策をいそぐこと。

分団機庫の整備・建て替えは市の責任で

消防局関係

- 1、 中・長期の消防署の整備計画にもとづき、計画的に実施すること。
 - ① 不足している3台の救急車の配置を急ぐこと。
 - ② 基準なみの職員の配置にすること。
- 2、 分団機庫の整備・建て替えは用地もふくめて市の責任で行うこと。
- 3、 消防職員委員会の活動を尊重し、民主的な職場づくりをすすめ、職員の意欲を高めること。
- 4、 消防団員の処遇改善をすすめること。
- 5、 予防査察を100%実施すること。火災を予想して雑居ビルの安全指導を徹底すること。
- 6、 消防ヘリコプターの広域活動に対する県の助成をもとめること。
- 7、 ヘリコプターの格納庫の場所を液状化及び津波被害の危険のないところへ変更すること。

就学援助制度の改善、充実を

教育委員会関係

- 1、 憲法・教育基本法にもとづき、子どもの権利条約をふまえて子どもの成長と発達を中心にすえた教育を行うこと。総合学習に平和教育を位置づけること。

- 2、 日の丸・君が代の強制と「心のノート」を学校現場におしつけず、内心の自由を保障すること。
- 3、 教職員にたいする義務的研修制度をやめること。あらたな教職員への評価による管理強化をやめ、民主的学校運営と自主的自覚的研究をほしうすること。
- 4、 子どもたちが自分が人間として大切にされていると実感できる学校づくりをすすめること。
 - ① 30人学級を実現し教職員を増やし、基礎・基本の学力を保障すること。
 - ② 子どもの権利条約に定められた子どもの意見表明権を尊重し生徒が学校運営に参加できるようにする。
 - ③ スクールカウンセラーを各校配置すること。
 - ④ 教師や保護者が気軽に相談できる教育相談室を充実させること。
 - ⑤ 学校運営評議会委員会を充実させ地域に開かれた学校をめざすこと。
 - ⑥ 民間も含めた不登校児の居場所を引き続き充実させること。
 - ⑦ 現在市がおこなっている特別支援教育をこどもの発達保障の観点ですすめること。
 - ⑧ 軽度発達障害児教育の充実のためリソースルームの設置、通級の充実、幼稚園の受け入れ体制をすること。
 - ⑨ 必要に応じた障害児学級の設置をすること。
- 5、 31学級を越える大規模校の分離を促進すること。
- 6、 学校施設の耐震対策、危険箇所、破損箇所の早期修繕を行うこと。冷暖房・トイレなど学校の整備計画を作ること。学校・園への配当予算を大幅にふやすこと。
- 7、 就学援助制度の改善、充実を図ること。
 - ① 所得制限額を引き上げること。
 - ② 業務の電算化を行い申請を毎月受け付けること。
 - ③ 学校病治療にアトピーを認めること。
 - ④ 修学旅行費、学校給食への助成額をもとにもどすこと。
 - ⑤ 扶養控除の引き上げを図ること。
- 8、 民間委託化の方針をあらため、直営で子ども中心の食教育としての学校給食を実現すること。
 - ① 地産地消を基本とし、自校献立、自校調達を促進すること。
 - ② 米飯給食、米粉パンなど地元米の利用拡大につとめること。
 - ③ 学校給食の値上げをしないこと。
- 9、 私学助成を高校へも拡大し、充実すること。
- 10、 同和教育基本方針を策定し、憲法・教育基本法に基づき民主主義教育を

保障すること。人権推進状況報告書の提出をもとめないこと。

- 1 1、教育センターを整備し体制を充実すること。
- 1 2、地域ニーズの高い地区図書館を計画的に整備すること。
- 1 3、全校に正規の図書館司書を配置すること。
- 1 4、公民館の運営にあたっては答申の具体化をすること。公募館長を半数にし女性の登用を3分の1に増やすこと。操山中学校区への地区公民館を整備すること。
- 1 5、学校統配合は住民合意を前提とすること。
- 1 6、奨学金貸付金額は育英会並みに引き上げること。
- 1 7、幼稚園での3才児教育を引き続き充実、拡大すること。
- 1 8、平和学習を教育目標に位置づけること。岡山の戦災とかかわりの深い内山下小学校の建物を残し、戦災遺跡建造物として平和学習に活用すること。いずし資料館への利用を検討すること。
- 1 9、埋蔵文化財の発掘調査報告書を作成し公開すること。
- 2 0、学区の自由化や統配合、競争教育につながる、学区の弾力化については慎重にとりくむこと。
- 2 1、性教育を系統的にとりくみ、スクールセクハラのマニュアル作成等具体的支援にとりくむこと。
- 2 2、男女平等教育を推進すること。
- 2 3、市営の硬式野球場を建設すること。
- 2 4、平成176年国体開催が市民スポーツ振興の契機となるよう、中・長期的なスポーツ施設整備計画をつくり、その具体化をはかること。
- 2 5、学校の部活動活性化にあたっては地域の指導者制度を導入すること

国体は過大支援をやめ、市民参加で

国体局関係

- 1、 勝利至上主義でなく、本来のスポーツ振興をはかること。
- 2、 国体の運営にあたっては過大投資せず、市民参加を基本とすること。
- 3、 国体中の弁当などの食事は地産地消を基本にすること。

第3セクターも監督対象に

監査委員会関係

- 1、 監査委員は当局の立場にたつことなく適正な監査をおこなうこと。
- 2、 行政監査を強化すること。

- 3、 会派の海外視察費及び政務調査費の監査等を徹底的に行うこと。
- 4、 (株)コンベンションセンターなど第3セクターも必要に応じて監査対象にすること。

投票所は、土足・バリアフリーの方向で

選挙管理委員会関係

- 1、 選挙人名簿漏洩の真実を明らかにし市民に公表すること。
- 2、 投票率の向上を図ること。
 - ア) 在宅投票の制度拡大を国に働きかけること。
 - イ) 市長・市議選挙について点字も含めて広報実施すること。
- 3、 政治資金規制法(出さないもらわない)の徹底をはかること。
- 4、 不在者投票の本人確認を確実に行うこと。
- 5、 投票所は土足のまま投票できるようにするなど、バリアフリーの方向で改善すること。

傍聴者への資料配布を

議会事務局関係

- 1、 政務調査費交付金会計の情報公開をすること。
- 2、 傍聴者への資料配布をおこなうこと。
- 3、 市議会だよりは質問議員名を明記すること。
- 4、 開かれた議会にするために土、日、夜間の議会開催も検討すること。

以上が、193項目の具体的な要求項目です。